

被害者にならないために

もつと知ろう 悪質商法と契約のこと

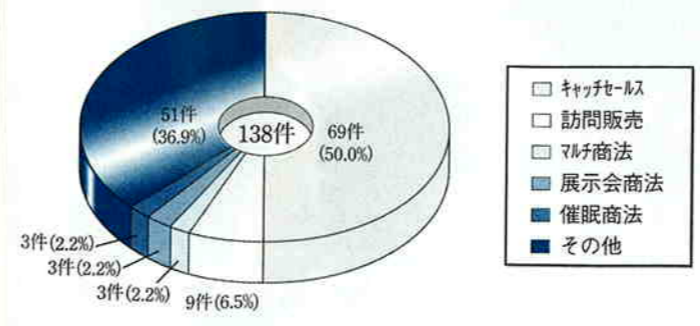


現状

消費生活センターでは、消費生活(衣生活・食生活・契約トラブルなど)についての相談や苦情を受け付けていますが、年々相談件数は増加し、平成8年度に新たに受け付けた相談件数は、過去最高の1千143件に上りました。(表1)



平成8年度悪質商法に関連する相談件数(表2)



も138件と、受け付け相談中の12%を占め、相談内容は、大手宝飾店倒産の影響を受け、キッチンセールスが50%を占めました。(表2)

相談者を年代別に比較してみると、138件中20歳代が69件と最も多く50%を占めています。また、男女別では、男性56件、女性82件と女性の割合が多くなっています。特に20歳代の女性からの相談が顕著で41件と全体の約30%を占めています。(表3)

消費生活センターの取り組み



消費生活センターでは、市民の皆さんが悪質商法の被害者とならないために、次の啓発事業を行っています。

講座やセミナーの開催。広報紙(毎月25日号)に「消費者ホット情報」欄を設け、最新の悪質商法事例の紹介。自治会や老人クラブなどを通じた啓発用パンフレットの配布や講演会の開催。若年層対策として、成人を迎えるかた全員に啓発用パンフレットの郵送。商工会議所(事業者)や公共施設窓口で啓発用パンフレットの配布。

また、消費生活センターでは次のような業務を行っています。お気軽にご利用ください!

被害

に遭わないためには

- 悪質商法の被害を避けるため、こんなことに気をつけましょう。
- ◇うまい話にご用心
- ◇相手の身なりや態度に惑わされない
- ◇セールスマンが来たら、氏名と用件をまず確認
- ◇契約を急がせるのは要注意
- ◇その場で契約したり、お金を払わない
- ◇いらぬときは、きっぱりと断る
- ◇買う前に家族に相談を
- ◇契約するときは、内容を確認の上、自分で署名、押印を
- ◇クーリング・オフは、期間内に書面で
- ◇困ったときは、消費生活センターに相談を

平成8年度悪質商法に関する相談件数(表3)

合計	女性	男性	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	合計
2	1	1	1	28	11	4	4	3	5	138
69	41	28	9	11	12	12	16	16	8	7
138	82	56	1	3	8	7	1	3	8	138

自主的な消費者団体やグループの消費生活に関する研究などにも、センターをご利用ください。

展示資料

くらしの情報をパネルを使って、センターで展示しています。また、パネルの貸し出しや、くらしに役立つ図書・雑誌・ビデオ・新聞資料や国、都道府県各種団体などのニュース、刊行物がとりそろえてありますのでご利用ください。

また、図書やビデオは貸し出しもしています。



相談日毎週月～金曜日の10時～16時(12時～13時は除く) 相談・問い合わせ直接または電話で消費生活センターへ

啓発講座



消費生活について考えるために、専門講師による消費生活セミナー、消費生活教室など各種講座を開催しています。また、地域(自治会、老人クラブ)で勉強する場にも、専門講師の派遣や講師の紹介を行っています。



図書は5冊、ビデオは3本まで2週間を限度にお貸しします。蔵書は図書1千407冊、ビデオは277本です。